

報告第22号

令和6年度福津市学校給食共同調理場場長の罷免及び任命について

福津市第1学校給食共同調理場及び福津市第2学校給食共同調理場の場長を罷免及び任命することについて、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第7条第1項第1号の規定に基づき令和6年9月30日に別紙のとおり教育長職務代理者により専決したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和6年10月31日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 田 中 一 郎

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（教育長の専決）

第7条 教育長は、第2条各号に規定するもののうち、次に掲げる事項について専決（特定の事案の決定を常時教育委員会の名において行うことをいう。）をすることができる。

（1） 第2条第4号に掲げるもののうち、事務局職員（任期付き採用職員を含む。）の任命その他の人事（懲戒を除く。）に関すること。

2 教育長は、前項の規定により専決した事務のうち、特に必要と認めるものについて教育委員会に報告しなければならない。

○福津市学校給食共同調理場条例（抄）

（職員）

第3条 共同調理場に、場長その他必要な職員を置くことができる。

福津市第1学校給食共同調理場場長

	氏 名	罷免日・任命日	備 考
罷免	石津 輝昭	令和6年9月30日	
任命	石井 啓雅	令和6年10月1日	福津市学校教育課長

※ 任期 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

福津市第2学校給食共同調理場場長

	氏 名	罷免日・任命日	備 考
罷免	石津 輝昭	令和6年9月30日	
任命	石井 啓雅	令和6年10月1日	福津市学校教育課長

※ 任期 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

報告第23号

令和6年度福津市学校運営協議会委員の解任について臨時代理した 件の承認について

福津市学校運営協議会規則（平成18年福津市教育委員会規則第8号）第5条の規定に基づき令和6年4月25日に任命決定した委員1名について、教育委員への就任に伴い、この者を解任する必要があるが生じた。特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年9月20日教育長職務代理者により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年10月31日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 田 中 一 郎

参 考

○福津市学校運営協議会規則（抄）

（設置）

第4条 福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校ごとに協議会を設置する。

（委員の任命等）

第5条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- （1） 対象学校の所在する地域の住民
- （2） 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- （3） 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- （4） 対象学校の校長
- （5） 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

3 委員の定数は、各協議会につき15人以内で、教育委員会が対象学校の校長と協議して定める。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

4 対象学校の校長は、第1項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該委員を解任することができる。

(1) 第10条第1項又は第2項の規定に反した場合

(2) 心身の故障のために職務を遂行することができない場合

(3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任しようとする場合において、当該委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

臨時代理書

令和6年度福津市学校運営協議会委員の解任について、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和6年 9月20日

福津市教育委員会

教育長職務代理者 田 中 一 郎

臨時代理の内容

令和6年度福津市学校運営協議会委員の解任について
(別紙のとおり)

理由

令和6年9月20日付で教育委員に任命されたため

令和 6 年度 学校運営協議会委員名簿（解任）

学校名	選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名
福間南小学校	5号	学識経験者	森 保之	モリ ヤスユキ	福岡教育大学	副学長

令和 6 年 9 月 2 0 日付解任

議案第50号

小中学校の学校給食におけるの飲用牛乳の選択制に関する請願について

上記の議案を上程する。

令和6年10月31日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 田 中 一 郎

理 由

令和6年10月10日に、福津市教育委員会請願処理規則（平成17年福津市教育委員会規則第4号）第2条の規定に基づき請願書が提出されたことに伴い、審査した結果、同規則第3条第1項に規定する事項に該当することから会議に付議し、同規則第4条の規定に基づき教育委員会の採決を受ける必要があるため。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市教育委員会請願処理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する請願、陳情等（以下「請願等」という。）の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（請願書等の提出）

第2条 教育委員会に対し請願等をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記した書面（以下「請願書等」という。）を教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

- （1） 件名
- （2） 請願等の趣旨
- （3） 請願等を行う者の住所及び氏名（法人等にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

(請願書等の処理)

第3条 教育長は、前条の規定により請願書等の提出があった場合において、当該請願書等の内容が福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第2条第1号から第3号まで、第6号、第7号、第12号から第14号まで及び第18号に規定する事項に係るものであるときは、原則として会議に付議するものとする。

2 教育長は、請願等のうち会議に付議しないものについては、採択・不採択を決定しないものとし、教育委員会に報告するものとする。

3 教育長は、各月の10日までに受理した請願等については、当該月に招集される教育委員会の定例会議に、各月の11日以降に受理した請願等については、翌月に招集される教育委員会の定例会議に付議又は報告するものとする。

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定により請願等が会議に付議されたときは、これに対し採決しなければならない。

第5条 教育委員会は、必要があると認めるときは、請願等をした者に対し出頭を求め、直接その趣旨を述べさせることができる。

(通知)

第6条 教育委員会は、請願等の審議結果を、教育長を経て当該請願等を行った者に通知する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

(教育長に対する事務委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会規則及びその他教育委員会の定める訓令の制定及び改廃に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会事務局、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の懲戒、任免及びその他の人事に関すること。
- (5) 県費負担教職員の懲戒並びに任免及び分限について内申すること。
- (6) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

- (7) 法第27条及び第29条その他の法令の規定による教育委員会への意見聴取に対する意見の申出に関する事。
- (8) 教育長及び教育委員の辞職の同意に関する事。
- (9) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱する事。
- (10) 附属機関の委員の任免、委嘱及び解嘱に関する事。
- (11) 附属機関に対して重要な諮問をする事。
- (12) 学齡児童生徒の就学すべき学校の区域を指定し、又はこれを変更する事。
- (13) 福津市の文化財を指定し、又は指定を解除する事。
- (14) 土地、建物その他重要な教育財産の取得及び処分を申し出る事。
- (15) 請願、陳情等进行处理する事。
- (16) 市長の補助機関たる職員若しくは市長の管理に属する行政機関の長に委員会の権限に属する事務の一部を委任し、又は補助執行させる事。
- (17) 市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任する事又は委員会の補助機関たる職員等に補助執行させる事に関する協議に対し同意等をする事。
- (18) 教科書の採択に関する事。
- (19) 行政文書又は個人情報の公開及び開示決定等に関する事。
- (20) 審査請求(教育長に委任された行政処分に係るものを除く。)及び訴訟等に関する事。
- (21) 教育委員会の後援に関する事。
- (22) 表彰に関する事。
- (23) 叙位及び叙勲に関する事。
- (24) 告示、公告、公表及び公示に関する事。

趣旨

理由

その背景に、牛乳を飲めなくても提供の停止ができていない子ども達があります。アレルギーの場合は診断書を提出することで免除されていますが、アレルギーはなくても、牛乳が体に合わないなどの理由で飲めない子達が少なくありません。乳糖不耐症の診断書を提出して牛乳を停止している場合もありますが、毎年診断書を得るのには費用も時間もかかりますし、それができることを知らない家庭も多いようです。結果、1パック当たり約50円払っている牛乳が毎日廃棄されたり、福津市でのアンケート結果にもあるように無理に飲んで毎日下痢をしている児童生徒もいることが分かっています（資料2）。

日本人を含めアジア人の9割が実は乳糖不耐であると言われている中（資料3）、自分の体質に合わないものを嫌って飲みたくないことは、単なる好き嫌いだと見なさず尊重されるべきではないでしょうか。牛乳を飲まない子も、本来の和食でカルシウム等の栄養は十分に摂ることができます。ですので、カルシウム摂取に牛乳を用いたくない家庭から、牛乳代をとるのはどうなのかという意見もあります。また、無駄になってしまう牛乳の廃棄を減らすことは、SDGsを掲げる福津市の方向性とも一致しています。

例えば東京都多摩市では、無駄にする量を減らすために学期のはじめに希望をとる選択の制度が有効ではないかという結論に達し、2022年8月にその趣旨の請願が採択され、2023年の2学期から実施しています。多摩市給食センターに確認したところ、導入後の苦情などはなく、逆に「ありがとう」や「助かった」などの声があったということです。多摩市の教育委員会の調査によると、東京都の26市のうち13市が既に診断書なしで牛乳を停止できるようになっているそうです。

具体的な実施方法の参考として、多摩市の「学校給食における飲用牛乳の対応について」を添付いたします（資料4）。アレルギー以外の理由では診断書なしで飲用牛乳停止届の提出のみで停止でき、牛乳代が返金されるようになっています。また、牛乳の停止は卒業まで自動的に継続されます。

児童生徒一人ひとりの多様性を尊重し、毎日大量の食品が当たり前のように廃棄されない教育環境のためにも、小中学校の学校給食で牛乳の飲用を多摩市のように選択できる対応にしてください。どうぞよろしくご審議お願い申し上げます。



添付資料

1. 福津市 学校別残食率
2. 福津市の学校給食の牛乳に関するアンケート回答
3. 乳糖不耐症 - Wikipedia
4. 多摩市教育委員会 学校給食における飲用牛乳の対応について (計4ページ)
5. 署名 (208 筆)

令和6年度 教育委員会スケジュール

月日	曜	事 項	時間	場所	委員	教育長
10月31日	木	令和6年福津市教育委員会第10回定例会	9:30	別館1階大ホールCDE	○	○
11月の教育委員会定例会は11月18日(月)の予定です。よろしくお願いいたします。						

R6.11.1 ~ 11.30

月日	曜	事 項	時間	場所	委員	教育長
11月2日	土	福津市民文化祭開会式	10:00	カメラアホール	○	石津部長
11月8日	金	福岡県市町村教育委員会教育委員研修会	14:00	博多サンヒルズホテル		
11月9日	土	防災訓練	10:00	福津市役所		石津部長
11月11日	月	庁議	9:00	庁議室		○
11月18日	月	令和6年福津市教育委員会第11回定例会	9:30	本館2階大会議室	○	○
11月19日	火	議会開会予定	未定	議場		○
		市町村教育委員会教育長と県教育委員会幹部職員との意見交換会	14:00	福岡教育事務所		○
		管内教育長会議	意見交換会 終了後	福岡教育事務所		○
11月23日	土	マル勝まつり	8:40	勝浦小学校		
11月26日	火	庁議	9:00	庁議室		○
12月の教育委員会定例会は12月26日(木)の予定です。宜しく願います。						